

焦らずに、安全確保を第一に

災害が起きたら落ち着いて行動

外出先などで大規模な災害が発生すると、公共交通機関が運行を停止し、帰宅が困難になることが予想されます。

しかし、こうしたときに多くの人が一斉に徒歩で帰宅を始めると、火災や沿道の建物からの落下物などで負傷する危険があるだけでなく、災害時に優先されるべき救助・救急活動の妨げになる可能性があります。

このため、災害発生時にはむやみに移動を開始せず、落ち着いて身の安全の確保や情報の収集に努めることが重

要です。日頃からの準備も忘れずにおきましょう。

◆**災害発生時にはむやみに移動を開始しない**

危険から自分の身を守ることを最優先にし、次のことに心掛けましょう。

- ①自分の身の安全を確保する
 - ②職場や集客施設などの安全な場所にとどまる
 - ③災害用伝言サービスにより家族の安否や自宅の無事を確かめる
 - ④交通・被害情報などを入手する
- ◆**日頃準備しておきたいこと**
- 特に職場で災害に遭うことを想定して、普段から次のよ

国民年金 Q&A

Q 引っ越しする場合は、手続きは必要ですか。

A 国民年金加入者（第1号被保険者、任意加入被保険者）は、手続きは必要ありません。厚生年金加入者（第2号被保険者）、またその扶養の配偶者（第3号被保険者）は、職場を通して住所変更の手続きをしてください。

被保険者ではない60歳以上の人は、転入先の市区町村を管轄する年金事務所へ住所変更の届け出をしなければなりません（届け出用紙は各市区町村役場の窓口にあります）。

ただし、年金請求時または専用届出書で日本年金機構へ住民票コードを届け出した人については、自動的に住所変更の情報を取得するため、住所変更手続きは原則不要です。

問佐原年金事務所 ☎0478-54-1442
市民課国保年金班 ☎73-0086

小規模工事等契約希望者の登録

市では、市発注の小規模な工事や修繕などの受注を希望する、市内業者の登録制度を設けています。

希望事業者は、次の通り申請の手続きをしてください。平成27・28年度に登録されていた人も申請が必要です。

◆登録できる人

市内に本店を有する法人、または住所を有する個人事業者が登録できます。ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。

- ①成年被後見人、被保佐人および被補助人または破産者で、復権を得ていない人
- ②匠瑳市建設工事等入札参加業者資格者名簿の登載者
- ③希望する業種を履行するために必要な資格、免許などを有していない人
- ④市税を滞納している人

◆登録方法

登録希望者は、「匠瑳市小規模工事等契約希望者登録申請書」（市ホームページからダウンロードまたは市役所2階財政課で配布）に関係書類を添えて提出してください。

◆登録申請の受付期間

29年4月1日から随時

◆登録の有効期間

31年3月31日まで

問財政課管財班 ☎73-0085

うな準備をしておきましょう。

- ①携帯ラジオや地図の他、歩きやすい靴や懐中電灯、手袋、水や食料などを用意しておく
- ②事前に家族などと安否確認の方法や集合場所を話し合っておく
- ③徒歩やバス帰宅経路の状況を確認しておく（特に災害時帰宅支援ステーションとなっているコンビニやガソリンスタンドの場所など）

◆**災害時帰宅支援ステーション**

千葉県を含む首都圏の九都県市では、災害支援の協定に賛同した店舗「災害時帰宅支援ステーション」で、水やトイレ、交通情報などを可能な範囲で提供してもらえます。

問総務課消防防災班 ☎73-0084

受給には申請が必要です

障がい者（児）の手当

次の各種手当を受けるには申請が必要です。詳細は、下記までお問い合わせください。

◆**特別障害者手当**

日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者向けの手当です。

◆**障害児福祉手当**

日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅障がい児向けの手当です。

◆**重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当**

次の①もしくは②に該当する障がい者、またはその人を介護する同居家族の1人に支給する手当です。

◆**障害児福祉手当**

日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者向けの手当です。

◆**特別障害者手当**

日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者向けの手当です。

◆**障害児福祉手当**

日常生活において常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児向けの手当です。

◆**重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当**

次の①もしくは②に該当する障がい者、またはその人を介護する同居家族の1人に支給する手当です。

◆**特別障害者手当**

日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者向けの手当です。

◆**障害児福祉手当**

日常生活において常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児向けの手当です。

◆**重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当**

次の①もしくは②に該当する障がい者、またはその人を介護する同居家族の1人に支給する手当です。

◆**特別障害者手当**

日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者向けの手当です。

◆**障害児福祉手当**

日常生活において常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児向けの手当です。

◆**重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当**

次の①もしくは②に該当する障がい者、またはその人を介護する同居家族の1人に支給する手当です。

問福祉課障害福祉班 ☎73-0096、野栄総合支所 ☎67-3111

表彰

各被表彰者を紹介します(敬称略)。

◆統計功労者表彰

長きにわたり調査員や指導員として、各種統計調査に従事し、統計調査の推進に寄与されました。

▽総務大臣表彰



椎名文生
(八日市場イ)

渡邊竹雄(春海)
※希望により氏名のみ掲載

▽千葉県知事表彰



石井直樹
(吉田)

▽千葉県統計協会会長表彰
石和田勝男(大浦)

◆千葉県芸術文化団体協議会表彰

▽功労表彰
佐藤正己(飯倉)

◆千葉県廃棄物適正処理推進大会表彰(産業廃棄物関係事業功労者・不法投棄監視員の部)

長きにわたり廃棄物不法投棄監視員として、継続して監視活動に携わり、地域の生活環境の保全に寄与されました。

▽千葉県知事感謝状
久古 明(内山)
▽千葉県環境生活部長感謝状
伊藤勝也(新堀)

警察業務への貢献に感謝状を贈呈

贈呈式に出席した被表彰者ら



日ごろの警察業務に協力、貢献をした個人や団体に対する感謝状贈呈式が1月27日、匝瑳警察署で行われました。平成28年中に同署の業務運営に貢献し、その功労が顕著な部外功労者を表彰するもので、防犯や交通安全などの活動に取り組んだ24人・3団体が受賞。この日出席した20人・2団体に対して、小出寛署長から感謝状が手渡されました。小出署長は式後の訓示で、「引き続き皆さんの協力のもと、市民の安心・安全に努めたい」と話しました。

テーマは「ヒトは動物」

認定健康スポーツ医の資格を持つ清水先生を講師に招いて、「ヒトは動物」をテーマに講演を行います。

日時：3月5日(日) 14時～

場所：八日市場公民館3階大会議室
講師：清水正比古先生(医療法人財団健康医学研究会エアロビクスクリニック院長) ※入場無料

問い合わせ先：八日市場市体育協会事務局(八日市場ドーム内) ☎73・0021

ご協力ありがとうございました

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

平成28年度の「赤い羽根共同募金」と「歳末たすけあい募金」は、目標額を達成することができました。赤い羽根共同募金(400万7852円)と歳末たすけあい募金の剰余金(420万9633円)は、県共同募金会に納めました。

子家庭：5万1000円
をつなぐ育成会：10万円
関市社会福祉協議会
☎73・0759

寄付(2万円以上)

- 社会福祉協議会へ
- 二元会様より …50,333円
- 日蓮宗千葉県東部宗務所様より …50,000円
- 匿名の方より …介護用品4万円相当

第10回市民体育大会 競技結果 ※敬称略

◆テニス

【男子】①池内・菅澤組②田中・大澤組
【女子】①大竹・藤森組②宮内・池内組

◆バスケットボール

【男子】①みやげんたース②NOB③VIVITS③Sucremes
【女子】①ピーナッツバター②Do!colasyo③アマテラス③crush

◆サッカー

【シニア】①旭シニア②MAGIC③八日市場FC

スポーツ結果

◆平成28年度匝瑳市少年少女綱引き大会

(12月10日・のさかアリーナ)

優勝…吉田小 準優勝…栄小 3位…野田小

※4位の豊栄小を含む、上位4チームが海匝地区綱引き大会に出場します。